

# 石川県公報

平成 23 年 9 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 64 号)

## 目 次

規 則		教 育 委 員 会	
石川県組織規則及び石川県財務規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	3
野々市町の市制施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (地方課)	1	石川県立能登高等学校練習船運用規則を廃止する規則	3
訓 令		石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則	3
石川県処務規程の一部改正 (行政経営課)	2	石川県教育関係職員被服貸与規程の一部改正	3
告 示			
犀川左岸下水道協議会規約の一部改正 (水環境創造課)	2		

## 規 則

石川県組織規則及び石川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二十五号

石川県組織規則及び石川県財務規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「平成二十二年」の下に「及び平成二十三年」を加える。

- 石川県組織規則 (昭和三十九年石川県規則第二十三号) 附則第五項
- 石川県財務規則 (昭和三十八年石川県規則第六十七号) 附則第十九項

附 則

この規則は、公布の日から施行し、本則第一号の規定による改正後の石川県組織規則附則第五項及び本則第二号の規定による改正後の石川県財務規則附則第十九項の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

野々市町の市制施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二十六号

野々市町の市制施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(石川県組織規則の一部改正)

第一条 石川県組織規則 (昭和三十九年石川県規則第二十三号) の一部を次のように改正する。

第十五条第二号の表中「石川郡、河北郡、白山市」を「河北郡、白山市、野々市市」に改め、同条第三号の表中「石川郡及び」を削り、同条備考1口中「白山市」の下に「、野々市市」を加え、同条第四号の表中「石川郡、白山市」を「白山市、野々市市」に改め、同条第五号の表中「石川郡、河北郡、白山市」を「河北郡、白山市、野々市市」に改め、同条第七号の表中「石川郡及び白山市」を「白山市及び野々市市」に改め、同条第九号の表中「石川郡」を削り、「白山市」の下に「、野々市市」を加え、同条第十号の表中「石川郡、白山市」を「白山市、野々市市」に改める。

第十七条第十号の表石川県南部小動物管理指導センターの項中「石川郡」を削り、「及び白山市」を「白山市及び野々市市」に改め、同条第十四号の表石川県障害者職業能力開発校の項中「石川郡野々市町」を「野々市市末松二丁目」に改める。

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第二條 ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一(一)の項中「石川郡野々市町」を「野々市市」に改める。

(石川県水道用水供給事業の給水対象を定める規則の一部改正)

第三條 石川県水道用水供給事業の給水対象を定める規則(昭和四十九年石川県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表中「川北町 野々市町」を「野々市市 川北町」に改める。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第四條 建築基準法施行細則(昭和四十八年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一條の二第一項第一号中「能美郡、石川郡」を「野々市市、能美郡」に改める。

別表一メートル以上の項及び一・五メートル以上の項中「石川郡野々市町」を「野々市市」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十一月十一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第9号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

石川県処務規程(昭和33年石川県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

平成23年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

附則に次の一項を加える。

8 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)の規定により子ども手当の支給がとされる職員に関する第十一條第十項、別表第一第一号の表議長専決事項第十三号、別表第一名出先機関の長共通の項第六号並びに別表第三第一号の表第一号、別表第三第二号の表第三号及び別表第三第三号の表第一号の規定の適用については、第十一條第十項中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、別表第一第一号の表議長専決事項第十三号及び別表第一名出先機関の長共通の項第六号中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」と、「(昭和四十六年法律第七十三号)」とあるのは「(平成二十三年法律第百七号)」と、「第七條第一項」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第十六條第一項の規定により読み替えて適用される同法第六條第一項」と、「児童手当の額」とあるのは「子ども手当の額」と、別表第三第一号の表第一号、別表第三第二号の表第三号及び別表第三第三号の表第一号中「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。

附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

告 示

石川県告示第426号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により、犀川左岸下水道協議会規約(昭和62年石川県告示第711号)の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条中「野々市町」を「野々市市」に、「関係市町」を「関係市」に改める。

第3条中「野々市町」を「野々市市」に改める。

第8条を次のように改める。

(委員)

第 8 条 委員は、石川県の流域下水道を担当する部局の長及び関係市の長をもつて充てる。

**教 育 委 員 会**

公立学校職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

石 川 県 教 育 委 員 会

**石川県教育委員会規則第七号**

公立学校職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特種勤務手当に関する規則（昭和三十二年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第四条の二を第四条とする。

第七条第一項中「次項に定めるものを除き」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

石川県立能登高等学校練習船運用規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

石 川 県 教 育 委 員 会

**石川県教育委員会規則第八号**

石川県立能登高等学校練習船運用規則を廃止する規則

石川県立能登高等学校練習船運用規則（昭和三十二年石川県教育委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

石 川 県 教 育 委 員 会

**石川県教育委員会規則第九号**

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和三十九年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条の表所管区域の欄中「石川郡」を「野々市市」に改める。

別表石川県スポーツ振興審議会の項を次のように改める。

石川県スポーツ推進審議会	地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	スポーツ健康課
--------------	--	---------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、平成二十三年十一月十一日から施行する。

**石川県教育関係職員被服貸与規程令第 4 号**

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
教 育 機 関

石川県教育関係職員被服貸与規程（昭和38年石川県教育委員会教育規程令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成23年 9 月30日

石 川 県 教 育 委 員 会 教 育 長

別表の 4 の項を次のように改める。

4	能登高等学校	おおとり丸乗組員	作 業 服	1	3	実習助手以外の乗組員については、一部を貸与しないことができる。
			作 業 帽	1	3	
			外 と う	1	3	
			雨 外 と う	1	3	
			開襟シャツ	1	3	
			ゴム長靴	2	3	

## 附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。